に規定する指定登録機関に納付する法第三十四条及び法第三十六条第二項に規定する手数料については、法第三十七条において読み替えて準用する法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　（略）

（登録簿の登録の訂正等）

第十八条　厚生労働大臣は、第十三条第一項若しくは第十六条の届出があったとき、又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消し、若しくは精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、精神保健福祉士登録簿の当該精神保健福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該精神保健福祉士の名称の使用の停止をした旨を精神保健福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

（規定の適用）

第十九条　法第三十五条第一項に規定する指定登録機関が精神保健福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第十一条から第十四条まで、第十六条（同条第一号に係る部分に限る。）、第十七条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「規定により」とあるのは「規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」とする。

する指定登録機関に納付する法第三十四条及び法第三十六条第二項に規定する手数料については、法第三十七条の規定により読み替えられた法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　（略）

（登録簿の登録の訂正等）

第十八条　厚生労働大臣は、第十三条の届出があったとき、第十六条の届出があったとき、又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消し、若しくは精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、精神保健福祉士登録簿の当該精神保健福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該精神保健福祉士の名称の使用の停止をした旨を精神保健福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

（規定の適用）

第十九条　法第三十五条第一項に規定する指定登録機関が精神保健福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第十一条から第十四条まで、第十六条（同条第二号に該当する場合を除く。）、第十七条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により」とあるのは「法により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」とする。

様式第一から様式第三までを次のように改める。

様式第一（第７条関係）（表面）

精神保健福祉士試験受験申込書

収入印紙（消印しないこと。）

※整理番号

フリガナ
氏名　（姓）　（名）
性別（※任意選択）　□男　□女
生年月日　年　月　日
本籍地（外国籍の場合はその国籍等）　都道府県　本籍地コード
フリガナ
郵便番号　―
現住所　都道府県
電話番号
受験希望地　都道府県

□大学等	大学等名	卒業年月（見込み）	年　月
	短大等名	卒業等年月	年　月
受験資格（裏面を参照のこと。）	短大等（３年制）＋実務経験（１年以上）	職種	従業期間　年　月～　年　月
□実務経験（２年以上）	勤務先名（実務経験）	職種	従業期間　年　月～　年　月
□短大等［指定科目］（２年制）＋実務経験（２年以上）	短大等名	卒業等年月	年　月～　年　月
	勤務先名（実務経験）	職種	従業期間　年　月～　年　月
□養成施設	養成施設名	卒業年月（見込み）	年　月
受験資格に係る証明書に代わる受験票の提出	提出する受験票の受験番号		
□受験票の試験実施回数	第　回		
社会福祉士であって試験科目免除申請の有無		□有□無	社会福祉士登録番号
社会福祉士との同時受験の有無		□有□無	
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望		□有	□無

上記により、精神保健福祉士試験を受験したいので申し込みます。

年　月　日

厚生労働大臣
指定試験機関代表者　殿